

## 山形県総合政策審議会条例

平成 13 年 3 月 23 日  
山形県条例第 8 号

山形県総合政策審議会条例をここに公布する。

### 山形県総合政策審議会条例

(設置)

**第 1 条** 県の総合的な発展に資する重要な政策について調査審議するための附属機関及び国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 38 条第 1 項に規定する合議制の機関として、山形県総合政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及び実施に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、前 2 項に規定するもののほか、国土利用計画法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

(委員)

**第 4 条** 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

**第 5 条** 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第 1 項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

**第7条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

**第8条** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(事務局)

**第9条** 審議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(山形県総合開発審議会条例及び山形県国土利用計画地方審議会条例の廃止)

2 山形県総合開発審議会条例(昭和25年8月県条例第35号)及び山形県国土利用計画地方審議会条例(昭和49年10月県条例第51号)は、廃止する。

## 山形県総合政策審議会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、山形県総合政策審議会条例（平成13年3月県条例第8号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、山形県総合政策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

第2条 条例第8条第1項の規定に基づき、審議会に土地利用部会を置く。

(部会の職務)

第3条 前条に規定する土地利用部会は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議する。

(部会の議決)

第4条 条例第8条第7項の規定に基づく、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 国土利用計画法第7条第3項及び第9項、第8条第5項及び第6項並びに同法第9条第10項及び第14項に関する事項

(2) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に関する事項

(県民の意見の聴取等)

第5条 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、部会において県民の意見を聴くことができる。

2 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、審議事項に専門的学識経験をもつ有識者の意見を聴くことができる。

附 則

この細則は、平成13年 5月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年 7月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年 6月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年 6月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年 8月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 7月29日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年 7月31日から施行する。